

## 十日町市地域公共交通活性化協議会規約（案）等について

## 1 規約（案）等

4つの規約、規程を定める。

- |     |                       |                  |                         |
|-----|-----------------------|------------------|-------------------------|
| (1) | 十日町市地域公共交通活性化協議会規約（案） | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 3～5                   |
| (2) | 〃                     | 事務局規程（案）         | ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6、7  |
| (3) | 〃                     | 財務規程（案）          | ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8～10 |
| (4) | 〃                     | 委員の報酬及び費用弁償規程（案） | ・・・・・・・・ P 11           |

## 2 各規約（案）等の概要 ※ ①、②等の番号は、項の番号

## (1) 規約（案）

## ア 設置（第1条）

以下の2つの目的のため、協議会を設置する。

- 活性化再生法に基づき計画の作成等に係る協議を行うため
- 道路運送法に基づき、住民の生活に必要なバス等の確保等に係る協議を行うため

## イ 協議事項（第4条）

- ① 活性化再生法に関すること（計画の作成、変更、実施）
- ② 道路運送法に関すること（市営バスや予約型乗合タクシーの運行内容の変更等）
- ③ その他協議会が必要と認めること

## ウ 組織（第5条）

- ① 別表（P 5）に掲げる団体等を代表する者をもって組織する。
- ② 協議会の役員を以下のとおり置く。
  - ・ 会長1名：市長
  - ・ 副会長1名：学識経験者（長岡技術科学大学 佐野教授）
  - ・ 監査員2名：委員の互選により選任

## エ 委員の任期（第6条）

2年

## オ 会議の運営等（第8条）

- ① 議長：会長（市長）
- ③ 委員の代理出席は可能である。
- ④ 会議の決議は、出席委員の過半数の賛同をもって決定する。可否同数の場合は、議長（市長）が決定する。
- ⑦ 会議は、原則公開で行う。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、非公開とする。

## カ 事務局（第10条）

十日町市総務部企画政策課内に置く。

## キ 経費（第11条）

補助金及びその他の収入をもって充てる。

## (2) 事務局規程（案）

### ア 所掌事務（第2条）

- 協議会の会議
- 資料作成
- 庶務
- その他必要な事項

### イ 職員等（第3条）

- ② 事務局長：市総務部長
- ③ 事務局次長：市建設部長
- ④ 事務局員：市企画政策課長、課員

### ウ 専決事項（第4条）

- 事務局の運営
- 物品の購入、契約の締結
- 物品及び現金の出納
- 軽易な事項

### エ 公印の取扱い（第6条）

公印（P 7）を管理する。

## (3) 財務規程（案）

### ア 予算（第2条）

- 歳入：十日町市・国からの補助金、繰越金、その他収入
- 歳出：協議会の運営、事業に係る経費

### イ 歳入歳出予算科目（第3条）

別表（P 9）のとおり

### ウ 出納及び現金の保管（第5条）

- ① 出納は、会長（市長）が行う。
- ② 現金等は、協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

### エ 決算等（第8条）

毎会計年度（4月1日～3月31日）終了後、速やかに決算を調整し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を受けなければならない。

## (4) 委員の報酬及び費用弁償規程（案）

### ア 報酬等の額（第2条）

- ① 委員は、会議等に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。
- ② 額及び支給方法は、十日町市非常勤特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する別表の「その他の各種委員会の委員長及び委員」に準ずるものとする。  
ただし、学識経験者の報酬については、1時間につき8,500円とする。

## 十日町市地域公共交通活性化協議会規約（案）

### （設置）

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号以下「再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、十日町市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うため、設置する。

### （名称）

第2条 この会の名称は、十日町市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

### （事務所）

第3条 協議会の事務所は、新潟県十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市役所内に置く。

### （協議事項）

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 再生法に関すること。
  - ア 計画の作成及び変更に関すること。
  - イ 計画の実施に関すること。
- (2) 運送法に関すること。
- (3) その他協議会が必要と認めること。

### （組織）

第5条 協議会は、別表に掲げる団体等を代表する者をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

3 会長は、十日町市長をもって充てる。

4 副会長は、学識経験者をもって充てる。

5 監査員は、委員の互選により選任する。

### （委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

### （役員の職務）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、十日町市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第9条 協議会は、計画の検討及び実施に当たり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、十日町市総務部企画政策課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第11条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第14条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第15条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規約は、令和4年3月 日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		団体等
再生法第6条第2項 第1号委員	計画作成市町村	十日町市
再生法第6条第2項 第2号委員	公共交通事業者	越後交通株式会社
		南越後観光バス株式会社
		東頸バス株式会社
		十日町地区タクシー協会
		有限会社東部タクシー
		東日本旅客鉄道株式会社
		北越急行株式会社
道路管理者	新潟県十日町地域振興局	
再生法第6条第2項 第3号委員	公安委員会	十日町警察署
	利用者	十日町市地域自治組織連絡協議会
		公募委員
	学識経験者	長岡技術科学大学
	その他必要と認める者	十日町商工会議所
		十日町市商工会連絡協議会
		十日町市老人クラブ連合会
		十日町市地域自立支援協議会
		新潟県立十日町高等学校 PTA
		新潟県立十日町病院
		社会福祉法人十日町市社会福祉協議会
		一般社団法人十日町市観光協会
		新潟県交通運輸産業労働組合
国土交通省北陸信越運輸局		
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局		
新潟県十日町地域振興局		

## 十日町市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、十日市地域公共交通活性化協議会規約第10条の規定に基づき、十日町市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長・事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、十日町市総務部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、十日町市建設部長をもって充てる。
- 4 事務局員は、十日町市総務部企画政策課長・課員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、十日町市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、十日町市において定められている公印の取扱いの例による。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
十日町市地域公共交通活性化協議会長印	十日町市 地域公共交通活性化 協議会長印	てん書	21*21	会長名をもって 発送する文書	1	事務局長

## 十日町市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、十日町市地域公共交通活性化協議会規約第12条の規定に基づき、十日町市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会は、十日町市及び国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

（歳入歳出予算科目）

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（予算の流用等）

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

（出納員）

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続きについて適正に処理しなければならない。

（予算の執行）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を受けなければならない。



(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この規程は、令和4年3月 日から施行する。

別表（第3条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費

## 十日町市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、十日町市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規程に基づき、十日町市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の額）

第2条 委員は会議等に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、十日町市非常勤特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年十日町市条例第52号）別表の「その他の各種委員会の委員長及び委員」に準ずるものとする。ただし、次に掲げる委員の報酬については、次のとおりとする。

（1）学識経験者 1時間につき8,500円

（関係者の出席を求めた場合の対応）

第3条 規約第8条5項の規定により関係者の出席を求めた場合は、前条の規定を準用する。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和4年3月 日から施行する。